

令和 4 年度

津市立橋北中学校 P T A

総会議案書

- | | |
|---------|----------------|
| 第 1 号議案 | 令和 3 年度事業報告 |
| 第 2 号議案 | 令和 3 年度決算報告 |
| 第 3 号議案 | 令和 4 年度事業計画（案） |
| 第 4 号議案 | 令和 4 年度予算（案） |
| 第 5 号議案 | 令和 4 年度本部役員（案） |
- （参考） 津市立橋北中学校 P T A 規約など

※総会資料をご確認のうえ、下記 QR コードあるいは URL から、議決権の行使をお願いします。オンライン投票が困難な場合は、別途配布しました議決権行使書に記入のうえ、提出してください。

投票はこちらから↓



<https://forms.gle/nhKXNFEbzvGP8ieo8>

第 1 号議案 令和 3 年度事業報告

【表内の数字は実施日】

月	本部
4	入学式 7 / 旧役員会 9
5	PTA 総会（書面による） 津 P 連新旧本部役員会 11 第 1 回本部役員会 19 津 P 連幼稚園部会委員会 24
6	津 P 連第 1 回本部役員会 9 第 2 回本部役員会 16 津 P 連第 1 回中学校部会 16 津 P 連幼稚園部会 交流会・中学校部会 交流会 27
7	津 P 連第 2 回本部役員会 14 第 3 回本部役員会 14 第 65 回慰霊祭・前期生徒会役員と語る会 28 津 P 連交流会ソフトバレー練習 29
8	
9	交通安全活動（中止）22 津 P 連第 3 回本部役員会（ラインミーティング）28
10	交通安全活動（中止）4 13 津 P 連ソフトバレー大会（中止）31
11	津 P 連第 4 回本部役員会 1 津 P 連第 2 回中学校部会 交流会 21 交通安全活動 18 24 25 橋北地区 PTA 会長会議 29
12	津 P 連第 5 回本部役員会 8 交通安全活動 8 津 P 連第 3 回中学校部会 14 橋北地区 PTA 会長会議 17 校内美化活動 18 第 4 回本部役員会 22
1	
2	新入生説明会（中止）・後期生徒会役員と語る会 4 第 5 回本部役員会 9
3	卒業式 11 第 6 回本部役員会 16 廃品回収 21

第2号議案 令和3年度 橋北中学校PTA会計決算

収入総額 3,356,111 円
 支出総額 1,612,706 円
 差引残額 1,743,405 円

1収入の部

(単位 円)

項 目	予算額	決算額	増減額	摘 要
前年度繰越金	1,455,126	1,455,126	0	
会費(保護者)	1,710,000	1,743,845	33,845	250円×582人×12カ月と転出入等
会費(職員)	114,000	119,250	5,250	250円×39人×12カ月
文化活動収入	0	0	0	
雑 収 入	28,874	37,890	9,016	廃品回収
合 計	3,308,000	3,356,111	48,111	

2支出の部

(単位 円)

項 目		予算額	決算額	増減額	摘 要
活動費	各部門活動費	200,000	2,896	△ 197,104	美化活動
	安全会加入費	110,000	105,740	△ 4,260	安全互助会加入費
	文化活動費	220,000	219,656	△ 344	図書費
	進路対策費	38,000	35,285	△ 2,715	3年進路関係諸経費
運営費	会 議 費	15,000	14,040	△ 960	役員会
	交 通 費	70,000	44,000	△ 26,000	役員交通費
	分 担 金	150,000	138,620	△ 11,380	P連・青少年育成指導委員会協力金
	慶 弔 費	30,000	3,000	△ 27,000	慰霊祭供花
	印 刷 費	120,000	131,505	11,505	印刷代・マスター、インク代
	通 信 費	80,000	63,000	△ 17,000	役員電話代等
	消 耗 品 費	60,000	37,254	△ 22,746	事務用消耗品
PTA備品購入費		1,200,000	522,298	△ 677,702	加湿器・プール掃除・図書
卒業記念品		280,000	265,820	△ 14,180	卒業記念写真・証書筒・郵送料
備蓄品購入費		35,000	29,592	△ 5,408	えいようかん代
予備費		700,000	0	△ 700,000	
合 計		3,308,000	1,612,706	△ 1,695,294	

差引残高 1,743,405 円 翌年度に繰り越します

会計監査報告

令和3年度橋北中学校PTA会計について監査したところ、決算内容、執行状況等は、適正に処理されていることを認めます。

令和4年4月4日

会計監査

長谷川 博子



会計監査

山本 晃代



第3号議案

令和4年度 事業計画（案）

<基本方針>

本年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、活動内容を簡素化します。
委員の皆様はいずれかの活動に参加してください。

<委 員>

2年生保護者（会員）、委員未経験の3年生保護者（会員）

<活 動>

（1）交通安全活動

下校時の安全確保のために、中学校近辺で特に混雑が認められる箇所での街頭指導を行います。

（2）校内美化活動

毎日の清掃では十分に手が行き届かない校内のトイレ等を掃除します。

なお、上記活動は主に2学期に実施します。具体的な活動の日程と内容については、本部役員会で決定後、6月中に連絡します。

ご協力のほどよろしくおねがいします。

月	主な活動
4	令和3年度第7回本部役員会（13日）
5	総会（書面による）、第1回本部役員会
6	第2回本部役員会
7	第3回本部役員会、生徒会役員と語る会、慰霊祭
9	第4回本部役員会、交通安全活動、校内美化活動
10	第5回本部役員会、交通安全活動、校内美化活動
11	第6回本部役員会、交通安全活動、校内美化活動
12	第7回本部役員会、交通安全活動、校内美化活動
1	第8回本部役員会
2	第9回本部役員会、生徒会役員と語る会
3	第10回本部役員会

第4号議案 令和4年度 橋北中学校PTA 予算(案)

1. 収入の部

項 目	予 算 額	摘 要
繰越金	1,743,405	
会費(保護者)	1,794,000	250円×598人×12ヶ月
会費(職員)	120,000	250円×40人×12ヶ月
文化活動収入	0	文化的事業(バザー)
雑収入	30,595	廃品回収等
合 計	3,688,000	

2. 支出の部

項 目	予 算 額	摘 要
活動費	各部門活動費	50,000 街頭指導・美化活動
	安全会加入費	120,000 安全互助会・保険料ほか
	文化活動費	220,000 図書費・文化的事業費ほか
	進路対策費	38,000 3年進路関係諸経費
運営費	会議費	15,000 役員会・委員会等会議費
	交通費	70,000 役員会・各大会・会議等交通費
	分担金	150,000 津P連・青少年育成指導委員会協力金
	慶弔費	30,000 PTA慶弔規定(生花等)
	印刷費	140,000 印刷機マスター、インク代・印刷代
	通信費	80,000 役員会・委員会・会議等電話代
	消耗品費	60,000 事務用消耗品
PTA備品購入費		1,200,000 扇風機・シャワーミスト
卒業記念品		380,000 卒業記念写真・証書筒・郵送料
備蓄品購入費		35,000 えいようかん
予備費		1,100,000
合 計	3,688,000	

第5号議案

令和4年度本部役員(案)

役 職	名 前	生徒名	備考
会 長	船原 大輔	大二郎 (1-2)	3年目
副会長	坂野 千裕	莉子 (2-3)	2年目
	福德 佳子	太一 (2-4)	2年目
	東浦 徹		教頭
書記	浅野 啓子	智生 (2-2)	2年目
	今川 香奈	日嵩 (2-3)	2年目
	清原 実千代	瑠晟 (2-6)	2年目
	中村 香織	直幹 (2-2)	2年目
	岡野 祐花		教員
会計	青山 裕子	結衣 (2-2)	2年目
	磯野 美奈子	瑠郁 (2-6)	2年目
	水谷 早苗	海斗 (2-1)	2年目
	菅内 伸彦		教員
	奥山 晋也	璃子 (1-2)	1年目
	佐藤 千草	璃空 (1-4)	1年目
	佐野 泰子	賢友 (1-4)	1年目
	鈴木 淳史	雛 (1-6)	1年目
	長谷川 由華	結生 (1-3)	1年目
	森田 壮	究 (1-5)	1年目
	前田 悦代	健瑠 (1-6)	1年目
	江尻 眞喜代	桃花 (1-3)	1年目
	伊藤 麻衣	正剛 (1-1)	1年目

(注) 1年目の役員の役職は未定

顧 問	清水 郁美	優心 (3-4)	
	高橋 恭子	麻希 (3-4)	
	山本 栄子	阿依 (3-6)	
	渥美 友紀子	佑菜 (3-3)	
	富田 祐子	陽葉里 (3-1)	
	丸山 美紗	乃愛 (3-2)	
	向山 かおり	みわ (3-1)	
	吉田 智恵子	菜摘 (3-6)	
	多森 夏子	心夏 (3-6)	
	山口 五月	雄大 (3-5)	
	河田 真知	純 (3-1)	
	岩脇 聖子	紡妃 (3-2)	
	花岡 みどり		校長

津市立橋北中学校PTA規約

- 第1条 この団体は津市立橋北中学校PTA（以下、「本会」という。）と呼び、事務局を同校におく。
- 第2条 本会の目的は次の通りとする。
家庭と学校と社会における生徒の発達と福祉を増進し、併せて会員の教養を高め、民主教育を推進する。
- 第3条 本会は教育上の団体であって、宗教や政治活動に関与しない。
- 第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
1 学校教育振興のための事業
2 教育上の環境を改善するための事業
3 会員の知識教養を高めるための事業
4 会員の親睦を図るための事業
5 資金の造成を図るための事業
6 その他教育に必要な事業
- 第5条 本会は津市立橋北中学校生徒の保護者と学校に勤務する教職員をもって組織する。
本会に次の役員委員を置く。下記役員委員は会員の結び付きを深め、地域・家庭での生徒の健全育成をはかる。
1 会長 1名
2 副会長 若干名
3 書記 若干名
4 会計 若干名
5 委員 学級委員（保護者側と教職員側）・専門部員（保護者側と教職員側）
6 本部役員は年度ごとに定数を決める。
- 第6条 本会に会計監査を置く。
1 会計監査2名
2 本会の会計を監査する。
- 第7条 本会に顧問を置く。
学校長を顧問として推挙する。
会長は総会の議を経てその他の顧問を委嘱することができる。
顧問は本会の諮問に答え、会議に出席し意見を述べることができる。
- 第8条 役員・委員は次の方法によって選出する。
1 役員・委員は毎年度当初に決定する。
2 各学級に会員中より学級委員及び専門部員若干名を選出する。
3 会の運営上必要と認められる場合は、委員を追加することができる。
4 会長は保護者側により決定する。
5 副会長は保護者側より数名、教職員側より1名を決定する。
6 書記数名は、保護者側・教職員側各数名を決定する。
7 会計については書記と同じ方法により決定する。
8 役員・委員に欠員が生じたときは、直ちに補欠互選または推薦をしなければならない。
但し運営上支障のない場合は補充しなくてもよい。

- 第9条 役員の任期は2年・委員の任期は1年とし、決定した日から、役員改選決定の日までとする。但し役員会の決議のある場合はこの限りではない。補充就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 1 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
 - 2 書記は本会の記録ならびに司書を司り、会務報告を行う。
 - 3 会計は本会の出納を司り、会計報告をする。
 - 4 委員は会員を代表して会務を審議し、それぞれの事業に参画する。
- 第10条 学級委員は担任教師と協力して、学級における会員の結び付きを深め学級活動を推進する。
- 第11条 本会の活動を推進するため次の専門部を置く。
- 1 生活指導部
 - 2 保健体育部
 - 3 文化教養部
 - 4 研修部
 - 5 広報部
 - 6 地域交流部
- 部には部長・副部長を部員の互選により決める。必要に応じ、委員以外にも専門部を役員会の同意を得て、会長が委嘱することができる。
- 第12条 本会に会計監査委員2名を置き、役員・委員以外より役員会の同意を得て、会長が委嘱する。会計監査は年に1回実施し、総会においてその状況につき監査報告をなすものとする。
- 第13条 本会の運営上、特別事項については役員会の承認を得て、特別委員会を設置することができる。
- 第14条 本会の会議は次の通りとする。
- 1 総会は毎年4月もしくは5月に開催し、次の事項の審議承認を行う。
 - ・規約の改廃
 - ・前年度決算の報告と事業の報告
 - ・本年度予算および事業計画の承認
 - ・その他必要な事項総会は過半数の出席によって成立し、委任状は出席と認める。
 - 2 臨時総会は役員会が必要と認めたとき開催する。
 - 3 委員総会は原則として各学期に1回開催し、決算・予算・活動報告・事業計画
 - ・規約の改廃・役員の選出などを審議する。
 - 4 役員会は、会長が必要と認めたとき随時開催する。
 - 5 必要な特別の委員会・役員会は、その都度開催する。
 - 6 特別緊急に必要な場合は、役員の承認を得て全会員に文書をもって議案を提示してその賛否を求め、その結果をもって総会の承認に代えることができるものとする。
- 第15条 会議の議長は会長がこれにあたる。但し総会・委員会の議長は別に選任する。会議は多数決により議決するものとし、賛否同数のときは議長の決裁によるものとする。
- 第16条 本会の経費は次の収入をもって経理する。
- 1 会費
 - 2 事業収入
 - 3 寄附金
- 会費の額は総会において決定する。
- 本会の会計年度は毎年4月1日始まり翌年3月末日に終わるものとする。

- 第17条 本会の運営に必要な細則は、役員会の承認を得て制度改廃をすることができるものとする。
- 第18条 個人情報の扱い

1. 本会は、個人情報（会員の名前・住所・電話番号等、個人を特定できる情報）の保護とその管理体制を整える。
2. 本会が収集した個人情報は、本会の目的を達することに限り利用する。
3. 本会が収集した個人情報は、第三者に開示しない。ただし、法令の定める場合はこの限りでない。
4. 本会は、その活動を通じて、会員の個人情報保護についての意識を高め、学校における生徒の個人情報保護に向けての取り組みに協力する。

- 第19条 この規約の改正は総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は昭和34年4月1日より実施する
- 2 この規約は昭和51年4月1日改正により実施する。
- 3 この規約は昭和54年3月9日改正により実施する。
- 4 この規約は昭和56年4月16日改正により実施する。
- 5 この規約は昭和57年4月24日改正により実施する。
- 6 この規約は昭和61年3月8日改正により実施する。
- 7 この規約は平成6年4月30日改正により実施する。
- 8 この規約は平成7年5月12日改正により実施する。
- 9 この規約は平成12年5月12日改正により実施する。
- 10 この規約は平成18年5月8日改正により実施する。
- 11 この規約は平成20年4月25日改正により実施する。
- 12 この規約は平成26年5月2日改正により実施する。
- 13 この規約は令和元年5月9日改正により実施する。

津市立橋北中学校PTA慶弔規定

- 第1条 本会の精神に則り、生徒及び会員の慶弔についてはこの規定に従って施行する。
- 第2条 生徒死亡の時は生花又はこれに相当する弔慰金を贈り、PTA代表並びに有志が会葬する。
- 第3条 会員死亡の時は、生花又はこれに相当する弔慰金を贈り、PTA代表並びに有志が会葬する。
- 第4条 その他、生徒及び会員に関する不時の災害に対しては、原則として役員会の決議に従い見舞いする。
- 第5条 会員のうちT側会員が結婚したときは、祝金として5000円を贈る。
- 第6条 本規定を適用された会員よりの返しは、一切受理しない。
- 第7条 本規定の経費は、すべて本会計より充当する。
- 第8条 この規定は、通常決議機関の過半数の賛成を得て改正することができる。
- 第9条 本規定は、昭和53年4月1日より運用する。
- この規定は、平成24年5月2日改正により適用する。

橋北中学校PTA旅費支給規定

- 第1条 本会の精神に従い、会員の出張旅費については、この規定に従って支給する。
- 第2条 PTA活動の一環と認める旅費実費を支給する。
(但し 主催者より支給されるとき及び校区内の出張は省く。)
- 第3条 請求は別紙定める請求書により、各部長、学級委員を経て本部会計に提出する。
- 第4条 支給は学年末に、各部長、学級委員に一括支給とする。
- 第5条 本規定の経費は、PTA本会計より充当する。
- 第6条 この規定は、平成8年4月1日より適用する。

津市立橋北中学校PTAサークル運営規定

- 第1条 この規定は、本会におけるサークル運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 サークルは、PTA会員からの要請に基づき代表者を定め、サークル運営委員会の承諾を得て発足できるものとする。
- 第3条 サークル運営委員は、PTA会長と会長の指名する若干名の役員及びサークル代表者で構成し、サークル活動に対し協議、指導を行う。
- 第4条 サークル会員は個々のサークルの性格上、PTA会員で構成するものとするが、PTA会員のOBの加入も認める。
- 第5条 サークルには、代表者（部長）1名、及び必要により副部長を置く。
サークル代表者は
1. サークル運営委員会に出席（副部長にても可）とする。
2. 年度当初にサークルの規約と年度計画を名簿と共に会長に提出し、サークル運営委員会の承認を受けるものとする。
- 第6条 この規定は、役員会とサークル運営委員会の協議を経て、改廃を行うことができる。
- 第7条 この規定は、平成9年4月1日より適用する。

津市立橋北中学校 P T A 役員・委員選出規定

- 第 1 条 この規定は、役員・委員の選出に関して、必要な事項を定める。
- 第 2 条 会員（保護者）は、原則として生徒 1 人に対して 1 回は役員または委員を務めることとする。
- 第 3 条 本部役員を経験した会員は、生徒の兄弟・姉妹の役員・委員の選出において、永久免除とする。
- 第 4 条 この規定は、令和元年 5 月 9 日より適用する。